

## 地方公共団体情報システム機構の副理事長及び理事の業務分担に関する規程

平成26年4月1日地情機規程第12号  
改正 平成28年3月31日地情機規程第8号  
改正 平成28年4月27日地情機規程第15号  
改正 平成28年6月29日地情機規程第22号  
改正 平成28年8月24日地情機規程第26号  
改正 平成30年3月28日地情機規程第9号

第1条 副理事長は、理事長を補佐し、地方公共団体情報システム機構の業務を掌理する。

2 副理事長及び理事の業務分担は、理事長が定める。

第2条 副理事長に事故があるとき及び副理事長が欠けたときの業務は、理事長がその職務を行う。

第3条 理事に事故があるときは、当該理事以外の理事が、その職務を代理する。

第4条 理事が欠けたときは、当該理事が分担していた業務は、当該理事以外の理事がその職務を行う。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日地情機規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月27日地情機規程第15号）

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日地情機規程第22号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年8月24日地情機規程第26号）

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成30年3月28日地情機規程第9号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。